

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和3年9月6日（月）

開会 午前 9時00分

閉会 午前11時10分

出席者 委 員 委員長 中 島 克 訓

大 浦 兼 政 青 木 一 男 入 野 登志子

関 口 孫一郎 梅 澤 米 満 福 田 裕 司

天 谷 浩 明

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 内 海 まさかず 小久保 かおる

針 谷 育 造 氏 家 晃 千 葉 正 弘

白 石 幹 男 福 富 善 明 広 瀬 義 明

針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

事務局職員 事務局 長 神 永 和 俊 議 事 課 長 江 面 健太郎

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	増 山 昌 章
危 機 管 理 監	福 田 栄 治
経 営 管 理 部 長	大 野 和 久
地 域 振 興 部 長	永 島 勝
地 域 振 興 部 参 事	佐 藤 義 美
総 合 政 策 部 副 部 長 兼 総 合 政 策 課 長	横 倉 延 男
行 財 政 改 革 推 進 課 長	狐 塚 光 紀
危 機 管 理 課 長	間 中 正 幸
国 体 推 進 課 長	大 豆 生 田 雅 志
経 営 管 理 部 副 部 長 兼 総 務 課 長	寺 内 秀 行
職 員 課 長	小 川 稔
管 財 課 長	臼 井 秀 明
財 政 課 長	小 野 寺 正 明
経 営 管 理 部 参 事 兼 税 務 課 長	臼 井 一 之
税 務 課 主 幹	海 老 沼 博 行
地 域 政 策 課 長	加 茂 浩 史
大 平 地 域 づ くり 推 進 課 長	田 中 典 行
蔵 の 街 課 長	清 水 孝 之
渡 良 瀬 遊 水 地 課 長	山 野 井 広 実

令和３年第６回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和３年９月６日 午前９時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 91号 栃木市蔵の街市民ギャラリー条例の制定について
- 日程第 2 議案第 92号 栃木市公共施設整備等基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 93号 栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 95号 栃木市市民会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 96号 栃木市個人情報保護条例及び栃木市行政手続における個人番号の利用
及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 6 議案第 97号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 7 議案第 98号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 100号 字の区域の変更について
- 日程第 9 議案第 89号 令和３年度栃木市一般会計補正予算（第４号）（所管関係部分）
- 日程第 10 陳情第 3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」
の提出を求める陳情

◎開会及び開議の宣告

○委員長（中島克訓君） ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 ９時 ０ ０分）

◎諸報告

○委員長（中島克訓君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（中島克訓君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） ただいまから議事に入ります。

日程第 1、議案第91号 栃木市蔵の街市民ギャラリー条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） おはようございます。総合政策課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第91号 栃木市蔵の街市民ギャラリー条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は 9 ページから14ページ、議案説明書は 3 ページであります。初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の 3 ページを御覧ください。提案理由でございますが、市民の芸術活動の促進及び地域の発展を図ることを目的として、栃木市蔵の街市民ギャラリーを設置するため、栃木市蔵の街市民ギャラリー条例を制定することについて議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、議案書の 9 ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の10ページを御覧ください。条例文となりますが、第 1 条は、設置について、第 2 条では、名称と位置について定めておりまして、名称を栃木市蔵の街市民ギャラリーとするものでございます。

次の第 3 条、事業につきましては、第 1 号で美術品、工芸品等の展示及び鑑賞、研修会の開催等

の場の提供に関すること、第2号でチャレンジショップの利用に関することと定めております。

次のページの第5条につきましては、開館時間について、第6条は、休館日について定めております。

第9条は、利用の制限について定めております。次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないということで、次のページの第3号、火気を使用するとき、第4号で展示室を営利を目的として使用するとき、ただし申請者が自作の作品を販売する場合を除くということで、営利目的では利用はできませんが、自作の作品の販売はできると定めるものでございます。

第12条は、使用料について、第13条は、使用料の減免について定めております。

第15条では、原状回復の義務、第16条では、利用上の注意、第17条では、損害賠償の義務について規定をしております。

附則といたしまして、この条例は令和3年11月1日から施行したいというものでございます。

次に、14ページを御覧ください。別表としまして、使用料の一覧を載せております。その下の備考につきましては、1としまして、利用期間が1日、または一月に満たない場合は1日または一月として計算すること、2としまして、展示室の6日間の使用料は火曜日が定休日となりますので、水曜日から翌週の月曜日までの6日間連続で使用した場合の使用料とすること。3としまして、自作の作品を販売する場合はこの表の使用料の2倍の額になることを定めるものでございます。

以上で議案第91号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） おはようございます。今日はよろしくお願いいたします。

研究会でも質問したものでございますが、あの後試算し直したということはもちろんないと思いますが、年間管理費900万円、これに対する収入予定が50万円に変わりはございませんか。

○委員長（中島克訓君） 横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） 変わりはございません。

○委員長（中島克訓君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） あと、そのときにも言いました蔵の街とちぎ未来プロジェクト、大通りを含めた全体をこれから考えていくということで、長い目で見てのプロジェクトということで期待をしている部分もあるのですが、山車会館のところに隣接する、まさに中心の重要拠点であると考えていますが、その場所を市民ギャラリーとして使ってしまうのは少しもったいない気がします。なぜかと申しますと、昨年12月議会において観光館2階をサテライトオフィスとするときの担当者の話の中で、代替の施設はたくさんあるとおっしゃっていました。大なり小なりがたくさんあると。

そういう意味では市民ギャラリーとして使えるところほかにもいっぱいあるのではないかなと思っています。何も代替案といいますか、案を出さないのもあれなので、例えば私も歌麿を生かしたまちづくり協議会のメンバーでもあるので、栃木市がこれから歌麿を生かしていく、雪月花が特に美術館が飾られていったときに、正直歌麿といいますと、世界だと春画がどうしても有名になってくると思います。そういう意味では例えばですけれども、あの場所春画が飾れるのか、そうするとインバウンド政策としてはそれなりに強いものができるのではないかって私はずっと思っていました。ここに風俗、公序良俗に反するというので私は伝統と文化なら、そうとは思っていませんが、そういう考えについて検討なされたことはあるのか、また本当に市民ギャラリーとしてずっと貸し出してしまうと、例えばそういう特別展みたいのってあそこは使えるのか使えないのか、お聞かせ願ってよろしいですか。

○委員長（中島克訓君） 横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） まず、あその場所について、市民がギャラリーとして利用することにつきましては、この3月まで蔵の街美術館として使われていましたので、そこに市民のための利用する場所ということで市民ギャラリーとして考えたものでございます。これは市民のための、また特に自分の作品などを人に見ていただくという場の提供ということで、その場所を考えたものでございます。

そしてまた、春画につきましては、それを展示するということまでは考えておりませんでした。広く一般の市民の方にご利用をいただきますので、その中におきましては、想定されることにつきましては小学校や幼稚園生の作品などを飾ることも考えられますので、当然ながらそこに小さなお子さんが見に来たり、親御さんが見に来たりということがございますので、春画を想定したところまでは考えてはいなかったところです。あくまでも市民の方の場の提供ということで考えさせていただきましたので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） もう一つ質問しました。例えば市のほうでそういう特別展で使うというのは利用可能なのでしょうか。春画に限らずです。

○委員長（中島克訓君） 横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） そのことは可能と考えております。

○委員長（中島克訓君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。いろんな施設の複合化計画の中で年間900万円ってそれなりの大きい金額だと思っています。10年たてばほぼ1億円という金額になってしまいますので、利用の仕方というのをしっかりと生産性のあるもの、また観光客の方の誘致に寄与できるもの、特にあの場所は観光客向けの場所であるように市民の方は思っていると思います。もちろん市民の方の憩いの場になることも祈っていますが、ぜひいろんな施策を考えていきながら市民ギャ

ラリーで終わることなくいろんな効果を考えていってもらいたいことを要望させていただきます。
ありがとうございます。

○委員長（中島克訓君） 答弁はよろしいですね。

福田委員。

○委員（福田裕司君） これ蔵の街の市民ギャラリーの条例ということなので、条例に特化して質問させていただきたいなと思います。

まず、第5条、開館時間、ここでうたっているのが午前9時から午後5時までというところで、今大浦委員のほうからもありましたように、これ5時ってなると、来訪者というか、それ時間限られてしまうのではないかなというので、この辺5時以外に検討はなされたのかどうかというところをお聞きます。

○委員長（中島克訓君） 横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） この開館時刻につきましては、午後5時までということで設定をさせていただいたところでございますが、正直ございました。もう少し時間を延ばしてもよろしいのではないかとということもありましたが、周りの施設の状況、また今の時期ですと午後5時を過ぎてもまだ明るいという時間ですけれども、やはり季節によりましてはもう真っ暗ということもございますので、まずはそのような時間的なものといえますか、日中の日暮れといえますか、それを考慮したということと、あと周りの施設との兼ね合いもありまして、その辺りも考慮しまして午後5時までということの設定とさせていただいたところでございます。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 内容は分かりましたけれども、入館の状況ですとか、今後検討する余地はあるのかなという感じを受けましたので、その辺も将来に向かってご検討いただきたいなという、これは要望にさせていただきます。

同じく6条、休館日のところなのですが、2行目かな、これ、「ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し」ということで記載されておりますけれども、この市長が認めるというのはどのような事態を想定しているのかお答え願います。

○委員長（中島克訓君） 横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） これにつきましては、栃木まつり、またほかの行事などが重なった場合、そのときに、火曜日に当たった場合にわざわざ市民ギャラリーを閉館しておくのはもったいないということもありますので、そういうときなどを想定しまして、それらを加味したものでございます。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今度は12ページのほうの第12条、使用料、これ別紙で表になって、展示室1、2、3とチャレンジショップということで規定されて、使用料が記載されておるのですが、これの

算定根拠についてお伺いしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） これにつきましては類似の施設ということで、大きく参考にさせていただきましたのは現在文化会館の貸出しのギャラリーの値段を参考とさせていただきます。面積割などで計算をしまして、このような金額とさせていただいたところでございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 先ほど収入が50万円で、管理料が900万円ということなのですけれども、管理料の内訳を教えてください。

○委員長（中島克訓君） 答弁、いいですか。

横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） これにつきましては、大きくがこれは施設の管理といたしまして、シルバー人材センターに管理の委託を予定しております。その方が常時1名ということで管理をしていただきますので、その方の管理、またそのほかの電気代、光熱水費等を見込んだものでございまして、特に大きくはその管理料、また施設の点検とエレベーターの設置もありまして、それとか施設の点検、または施設の管理という面での支出を予定しているところでございます。そのほかには土地、建物をお借りしていますので、その地代が年間240万円が含まれております。

以上でございます。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） お借りしているのでお金を払っているということなのですけれども、賃借料については、前は美術館だったと思うのです。今度ギャラリーということですから、壊してなくなってしまうと賃借料も取れないので、できるだけ地主さんと交渉して少しでも下げてもらえるように話していただければなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） この賃借料につきましては、令和2年度から下げさせていただきました。失礼しました。令和3年度から下げさせていただきまして、それまでが月当たり30万円ということで、年間で360万円でございます。それを一月当たり20万円ということで240万円に下げさせていただいたところです。これにつきましては、今のところ1年ごとの契約ということになっていきますので、引き続いて契約の際にはちょっとお願いなどをしていきたいと思っております。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 経費が非常にかかるものですから、できるだけ削減していただければなと要望しておきます。お願いします。

○委員長（中島克訓君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第91号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願いたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第2、議案第92号 栃木市公共施設整備等基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

狐塚行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（狐塚光紀君） 改めまして、おはようございます。行財政改革推進課、狐塚です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第92号 栃木市公共施設整備等基金条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は15ページから17ページ、議案説明書は4ページとなります。初めに、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の4ページを御覧いただきたいと思います。提案理由であります、公共施設の整備等に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市公共施設整備等基金条例を制定することについて議会の議決をお願いするというものでござい

ます。

次の参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の15ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、省略をさせていただきます。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。条例の内容につきましてご説明させていただきます。

初めに、第1条であります。基金の設置目的を規定しております。設置目的といたしまして、公共施設の整備等、具体的な内容につきましては、土地の取得並びに建築物の新築、改修、修繕及び解体をいいます、またこれらに関わる測量、調査、設計等を含むというものを含んでおります。これらに要する経費の財源に充てるために栃木市公共施設整備等基金を設置するというものでございます。

次に、第2条でありますけれども、基金には一般会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるものとしております。

次の第3条であります。基金の管理について規定をさせていただくものでございます。

次の第4条につきましては、運用益金の処理について規定をするものでございます。

次の第5条では、基金の繰替運用について規定をするものでございます。

第6条では、基金の処分についてですが、第1条で申し上げました公共施設の整備等に要する経費の財源に充てる場合に限り処分することができることを規定しているものでございます。

第7条につきましては、委任規定となっております。

最後に附則でありますけれども、1項の施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行したいということでございます。

次の第2項につきましては、今回新たに本条例を制定することに伴って既存にございます栃木市土地開発基金条例及び栃木市土地総合調整基金条例、これを廃止することとしております。

次の3項につきましては、本条例施行前の処分等の経過措置に関する規定となっております。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

青木委員。

○委員（青木一男君） この条例を制定するに当たりまして、栃木市土地開発基金条例と先ほど説明ありました土地総合調整基金条例、これ令和2年度の決算ですと両方合わせますと6億2,590万円になるのですか、多分これがそっくりこの基金のほうに行くのかなというふうに思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 狐塚行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（狐塚光紀君） 委員おっしゃるとおり、今の土地開発基金の部分と総合調整基金両方がここに含まれるということになります。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） といいますと、これは2つの今までの条例というのが土地総合、土地開発という形になるのですが、今度の条例案では公共施設の整備等という第1条で説明がありました。ということは、土地に限定せずに幅広く公共施設等に利用するという大きな目的のための設立ということによろしいのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 狐塚行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（狐塚光紀君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（中島克訓君） 青木委員、よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ちょっとお聞きしたいのですけれども、基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるという、有価証券ということで今までに利用したことがあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○委員長（中島克訓君） 狐塚行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（狐塚光紀君） お答えいたします。

今の時点ですと実際に使われているかどうかははっきりお答えすることができませんので、これはお調べでした上でお願いします。

○委員長（中島克訓君） 後でよろしいでしょうか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） できれば、やっぱり現金ではなくて有価証券でも、国債だとかいろいろあると思うのですけれども、あれだと利益が取れるものであれば何十億円も保有しているわけですから、そういう方向づけも考えてみたらどうかなというように一応提案をしてみたいと思います。お願いします。

○委員長（中島克訓君） 要望でよろしいですか。

○委員（梅澤米満君） はい、要望で。

○委員長（中島克訓君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第92号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第3、議案第93号 栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

山野井渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（山野井広実君） 渡良瀬遊水地課でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第93号 栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は18ページから20ページ、議案説明書は5ページであります。初めに、議案説明書の5ページをお開きください。提案理由であります。本年5月からふるさと応援寄附金の使い道のメニューとして、コウノトリ生息地環境整備事業を新たに追加し、ふるさと納税の寄附金の募集を行っているところでございます。これを受けて、コウノトリの定着などにつながる環境整備に要する経費の財源に充てることを目的といたしまして、基金条例を設置するため、栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例を制定することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の18ページを御覧ください。議案第93号の制定文でございます。

続きまして、19ページからが条例案になります。第1条では、設置について、コウノトリの定着と野外繁殖につながる環境整備に向けまして、栃木市コウノトリ生息地環境整備基金条例を設置するというものでございます。

第2条では、基金への積立てに当たっては、指定の寄附金及び一般会計歳入歳出予算から積み立てるというものでございます。

第3条では、基金の管理に当たっては、金融機関への預金、その他最も有利な方法で保管し、また必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるというものでございます。

第4条では、運用益金の処理に当たっては一般会計歳入歳出予算に計上し、基金へ編入するというものでございます。

第5条では、繰替運用について財政上必要があると認めたときは確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるというものでございます。

第6条では、基金の処分は、コウノトリの定着など環境整備に要する場合に限りその全部、また一部を処理できるというものであります。

20ページを御覧ください。第7条では、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関しては、市長が別に定めるというものであります。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で議案第93号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。ご説明ありがとうございます。大まかで結構なのですが、これ運用基金の一部をふるさと納税からというふうに言ったのですけれども、このボリュームというか、金額的にはどのぐらいを想定しているのかお伺いします。

○委員長（中島克訓君） 山野井渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（山野井広実君） 質問にお答えいたします。

現在ふるさと納税からの寄附金の額を約1,000万円と見込んでおりまして、その半分の500万円ほどを積み立てられればと考えております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 今2基の鉄塔のベース作りする場所を選定していると思うのですけれども、場所は大体決まったのですか。

○委員長（中島克訓君） 山野井渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（山野井広実君） お答えいたします。

現在正式にはまだ決っておりませんが、市の意向としては渡良瀬遊水地内を考えておりまして、場所的には第3調節池及び第1調節池を候補として挙げておりまして、今後河川区域ですので、国交省さんとの河川協議に入っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） あと、これから増設する考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。今後。

○委員長（中島克訓君） 山野井渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（山野井広実君） 増設につきましては、まだこれから2基を立てますけれども、コウノトリが営巣するかどうか見てから今後判断することになるかと思います。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 自然相手ということでなかなか難しい部分があるかと思いますが、多分これはある程度は分かると思うのですが、初期にかかる費用、これ第1条に環境の整備に要する経費に充てると書いてあるのですが、初期にどれだけかかるのか、また年間維持費というのはどのぐらいを想定されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 山野井渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（山野井広実君） 初期費用でございますけれども、この後補正予算の関係で質疑があると思いますけれども、そちらのほうで今回500万円ほどですか、予算は上げております。また、その後については餌場の整備ということで基本的にはコウノトリが餌が取りやすい環境で、下草刈りということをするわけですが、すみません、そちらについてはまだ試算はしていないところです。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第93号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第4、議案第95号 栃木市市民会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君） ただいまご上程をいただきました議案第95号 栃木市市民会議条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は25、26ページ、議案説明書は7から9ページとなります。まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の7ページを御覧ください。提案理由であります、委員の委嘱、任命の時期の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市市民会議条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次の改正の概要につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。また、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、8ページ、9ページの新旧対照表を御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第4条の任期につきましては、現行の2年を2年以内に改めるものであります。その目的は現行の委員の任期が本年9月末日まででありまして、次回の任期は10月1日からとなります。その委員の半数以上が関係団体の代表する方でありまして、大体4月から5月において替わられてしまうということから、継続した検証、議論が進みづらい面がございまして、次回の任期を1年半後の令和5年3月末日までとしまして、その後は2年の任期といたしたいということでございます。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の25ページを御覧ください。議案書です。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の26ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては先ほど議案説明書の新旧対照表によりご説明申し上げましたので、末尾にあります附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するというものです。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

入野委員。

○委員（入野登志子君）　すみません、座ったままで失礼いたします。これから任期が変わるということで、2年ではなくなってしまうので、変更するということですね。それから、それが終わるとまた2年ということに限っていくということによろしいのですか。

○委員長（中島克訓君）　寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君）　そのとおりであります。

○委員長（中島克訓君）　入野委員。

○委員（入野登志子君）　例えば2年というふうに限定をしてしまうと、今回その期間が2年にならないからということで今お聞きしたのですけれども、もう2年というふうに限定をしてしまうと、途中で何かがあった、不測の事態になったときにはその委員の方はやめられないというか、何かがあってもそのまま2年間の継続で、でもやれなかった部分では、何もできないわけですよね。ですから、この2年というふうに限定するということではなくて、今回限られる2年以内とか、そういうふうな条例でそのまま行ったほうがいいのではないかって思ったところなのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（中島克訓君）　寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君）　条例につきましては、今回2年以内に変えて条文はこのままずっといこうと思っているのですけれども、運用としましては1回1年半でやった後、今度2年ずつでいこうかなと思っているわけですし、委員さんのおっしゃられた途中で何か不測の事態で出られなくなってしまったというときには、団体からまた推薦をいただいて、その残任期間をまた委嘱するということを行ったりはするのですけれども、そうはいいいましても、全員が全員出てくるということでもないので、おっしゃるように2年以内という運用の中でいろいろ考えていきたいなと思います。

以上です。

○委員長（中島克訓君）　入野委員。

○委員（入野登志子君）　これから条例等、こういう人が関わる条例などはよくただし書ってあるではないですか、ただし市長が何とか何とかで。こういうのも1行入っているとすごくやりやすいのではないかなって思ったものですから、今後の条例のつくり方で1行入れておくとか何かで対応できるのかなって思ったものですから、よろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君）　要望でよろしいですか。

○委員（入野登志子君）　はい。

○委員長（中島克訓君）　ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君）　討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君）　ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第95号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君）　次に、日程第5、議案第96号　栃木市個人情報保護条例及び栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君）　ただいまご上程をいただきました議案第96号の2つの条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は27、28ページ、議案説明書は11ページから13ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書11ページを御覧ください。提案理由であります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及びデジタル庁設置法の制定に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市個人情報保護条例及び栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次の改正の概要につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。また、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の12、13ページを御覧ください。栃木市個人情報保護条例第24条の改正につきましては、デジタル庁設置法により情報提供ネットワークの所管が総務省からデジタル庁に変更になったことから、現行の総務大臣をデジタル庁のトップである内閣総理大臣に改めるものであります。

また、番号法改正において第19条第3号の次に1つ号が加えられ、引用条項の号ずれが生じたた

め、7号を8号、8号を9号に改めるものであります。

その下の栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましても、番号法改正による引用条項の号ずれを改めるものであります。

次に、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案書の27ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきまして、次の28ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明申し上げましたので、末尾にあります附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するというものであります。

説明につきましては以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第96号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席して結構ですので、ご苦労さまでございました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第6、議案第97号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第97号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

ます。

議案書は29、30ページ、議案説明書は15ページから17ページとなります。まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の15ページを御覧ください。提案理由であります、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の一部改正を踏まえ、職員が不妊治療及び子育てと仕事を両立できる職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

16、17ページをお開きください。まず、別表第1中、「休暇を与える期間」を「休暇の期間」に改めます。以下、休暇の原因及び休暇の期間の改正内容につきまして、17ページにより説明をさせていただきます。

7の項以下を繰り下げまして、7の項に不妊治療に関する休暇を加えます。休暇の期間につきましては、1の年度において6日の範囲内でその都度必要と認められる期間といたしたいというものでございます。

次の8の項ですが、出産後の保健指導及び健康診査の休暇について加えるものでして、1週間の1回の次に出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間を加えます。

次の17項ですが、看護休暇に関し、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改めるものであります。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の29ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の30ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表により説明いたしましたので、附則について説明させていただきます。附則であります、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

なお、条例の改正に伴いまして、特別休暇の申請様式の変更が生じますが、こちらは栃木市職員服務規程で定めております。休暇の取得しやすい環境にしたいため、不妊治療につきまして届出様式ではコウノトリ休暇と位置づけます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第97号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第7、議案第98号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

臼井税務課長。

○経営管理部参事兼税務課長（臼井一之君） ただいまご上程をいただきました議案第98号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は31ページから33ページ、議案説明書は19ページから27ページとなります。初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案説明書の19ページをお開きください。提案理由であります、地方税法等の一部が改正され、個人住民税の非課税に関する規定、寄附金税額控除に関する規定等の改正が行われたことなどに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、記載のとおりであり、詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたします。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

20ページ、21ページを御覧ください。左のページは現行、右のページが改正案となります。改正案第24条につきましては、市民税の非課税の範囲に関する規定であります、非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする改正であります。

第34条の7につきましては、寄附金税額控除に関する規定であります、特定公益増進法人等に対する寄附金のうち、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を控除の対象から除外

するものであります。

次に、22ページ、23ページを御覧ください。第36条の3の3及び24ページ、25ページの附則第5条につきましては、第24条と同様の改正内容となります。

次に、附則第6条につきましては、医療費控除の特例に関する規定であります。セルフメディケーション税制を5年間延長するものであります。

次に、24ページ、25ページと26ページ、27ページを御覧ください。附則第10条の2につきましては、固定資産税の特例項目に関する規定であります。浸水被害防止軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律に基づき、整備された雨水貯留浸透施設に対する特例を創設するものであります。新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をいたしますので、恐れ入りますが、議案書の31ページを御覧ください。こちらは、制定文となります。

32ページ、33ページを御覧ください。条例の改正文となりますが、主な内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたので、附則についてご説明させていただきます。33ページ上段にあります附則第1条の施行期日ですが、この条例は、令和4年1月1日から施行するというものであります。ただし、次の第1号及び第2号につきましては、当該各号に定める日からそれぞれ施行するというものであります。

第2条につきましては、経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するものであります。

以上がこのたびの条例改正の主な内容でございます。これで説明を終わります。ご審議の上、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第98号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第8、議案第100号 字の区域の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君） ただいまご上程をいただきました議案第100号 字の区域の変更につきましてご説明を申し上げます。

議案書は38、39ページ、議案説明書は36ページから41ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の36ページを御覧ください。提案理由であります、平成27年5月21日付栃木県指令都計第107号で認可のありました小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業の施行の結果、土地区画整理事業実施後の現況に符合しない字の区域が生じたため、字の区域の変更をすることにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきますので、39ページを御覧ください。新大平下駅前第2土地区画整理事業の位置図になります。

次の40ページを御覧ください。区画整理事業実施前の区画図となりますが、3種類の網かけでしてある部分の字、左側の濃い網かけの竹ノ内、右側の薄い網かけの熊ノ内、その熊ノ内の左上と右上の小さい濃い斜め線網かけの永宮の字を廃止するものであります。

次の41ページは、区画整理実施後の区画を示した区域図になり、網かけの部分が大平町富田になります。

次に、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案書の38ページを御覧ください。地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、39ページの別紙変更調書のとおり本市内の字の区域の変更をするものとし、その期日は地方自治法施行令第179条の規定により、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日とするもので、本年12月になる見込みでございます。

次の39ページを御覧ください。変更調書となりますが、表の1行目を御覧ください。左側が変更前、右側1列が変更後になります。大平町富田の字熊ノ内、竹ノ内、永宮につきまして、先ほど区域図にお示した部分である地番欄記載の区域の字を廃止するものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第100号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中島克訓君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時04分）

○委員長（中島克訓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◎発言の申出

○委員長（中島克訓君） 先ほど日程第2の答弁について、執行部より発言の申出がありますので、これを許します。

狐塚行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（狐塚光紀君） それでは、先ほどの基金条例の制定の議案の中で梅澤委員のほうから有価証券に関するご質問があったと思います。これに関してお答えを申し上げたいと思います。

まず、有価証券等々の利用については、本市においては過去に国債による運用を行っていた経緯があるということが分かりました。現在はほぼ定期預金のみとなっておりますので、利率等の関係で国債を一度使ったことがあるという話は伺ったことがあります。一応条例の中でも最も確実かつ

有価証券に換えることができるという条文もありますので、今後これも含めた上でいろいろ研究を進めて管理運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第9、議案第89号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） よろしく申し上げます。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第89号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。令和3年度栃木市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35億3,351万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ703億6,405万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

地方債の補正は、第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開きください。第2表、地方債補正（変更）であります。本表は上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1項目め、農業生産基盤整備事業から7項目め、臨時財政対策債までの計7件について、起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明をさせていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。

次に、13ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。13ページは歳入、次の14、15ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分についてご説明をさせていただきますので、16ページ、17ページをお開きください。まず、10款1項1目1節地方特例交付金は、補正額789万4,000円の減額であります。説明欄の地方特例交付金につきましては、住宅ローン減税及び自動車関連減税における減収補填に対する交付金でありまして、本年度の交付額決定に伴い減額補正するものであります。

次の11款1項1目1節地方交付税は、補正額7億5,584万7,000円の増額であります。説明欄の普

通交付税につきましては、本年度の交付額決定に伴い増額補正するものであります。

1つ飛びまして、14款1項1目1節総務管理使用料は、補正額10万円の増額であります。説明欄の蔵の街市民ギャラリー使用料につきましては、万町地内に設置を予定している蔵の街市民ギャラリーの使用料を増額補正するものであります。

次の2項1目2節徴税手数料は、補正額12万9,000円の増額であります。説明欄の諸証明手数料（栃木）につきましては、税証明書のコンビニ交付件数が当初の想定を上回って推移していることから、増額補正するものであります。

18、19ページをお開きください。2段目の15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額83万7,000円の増額であります。説明欄の外国人受入環境整備交付金につきましては、外国人住民支援事業交付金に対する国庫補助金でありまして、国による事業採択を受けましたことから増額補正するものであります。

次に、16款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額218万3,000円の増額であります。説明欄の栃木県警察街頭防犯カメラ設置補助金につきましては、国体関連施設周辺防犯カメラ設置事業費に対する県補助金でありまして、同事業の実施に伴い増額補正するものであります。

次のわがまちつながり構築事業交付金につきましては、自転車を活用した広域連携事業費及び青少年育成事業費に対する県補助金でありまして、県による高校生社会参画促進事業及び自転車を活用した地域振興事業の事業採択を受けましたことから、増額補正するものであります。

20ページ、21ページをお開きください。中ほどの18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額1,500万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、寄附金の使い道にコウノトリ生息地環境整備事業を追加したことから、寄附額の増が見込めるため増額補正するものであります。

次の企業版ふるさと応援寄附金につきましては、寄附金の受入額が当初想定を上回っていることから増額補正するものであります。

次に、19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額8億3,789万円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるものでありますが、本補正予算案におきましては、歳入超過となることから減額補正するものであります。

次の26目1節土地開発基金繰入金は、補正額1億1,062万9,000円の増額であります。説明欄の土地開発基金繰入金につきましては、土地開発基金の廃止に伴い残高を繰り入れるため増額補正するものであります。

次の27目1節土地総合調整基金繰入金は、補正額5億1,532万5,000円の増額であります。説明欄の土地総合調整基金繰入金につきましては、土地総合調整基金の廃止に伴い残高を繰り入れるため増額補正するものであります。

22、23ページをお開きください。2段目の20款1項1目1節前年度繰越金は、補正額21億9,380万

4,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、令和2年度からの繰越額確定により増額補正するものであります。

次に、22款1項市債であります。まず、4目1節農業債は、補正額2,690万円の増額であります。説明欄の地方道路等整備事業（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業費の増額に伴い充当起債額を増額補正するものであります。

次の緊急浚渫推進事業費（農業生産基盤整備事業）につきましては、猿湊川緊急浚渫事業費の増額に伴い充当起債額を増額補正するものであります。

5目1節道路橋りょう債は、補正額1,590万円の増額であります。説明欄の地方道路等整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道43386号線道路改良事業費（都賀合戦場）の増額に伴い充当起債額を増額補正するものであります。

次の地方道路等整備事業債（橋りょう維持事業）につきましては、市道各号線橋りょう維持補修事業費の増額に伴い充当起債額を増額補正するものであります。

6目1節消防債は、補正額160万円の減額であります。説明欄の緊急防災・減災事業債（災害対策施設整備事業）につきましては、部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業費の財源組替えに伴い充当起債額を減額補正するものであります。

7目4節社会教育債は、補正額1,350万円の増額であります。説明欄の公共施設等適正管理推進事業債（伝建地区拠点施設整備事業）につきましては、伝建地区拠点施設整備事業費の増額に伴い充当起債額を増額補正するものであります。

次に、8目1節臨時財政対策債は、補正額5億4,780万円の増額であります。説明欄の臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額決定に伴い増額補正するものであります。

以上で歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き歳出の所管関係部分についてご説明いたしますので、24ページ、25ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額2億1,388万8,000円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費（総合政策課）につきましては、ふるさと応援寄附の受入れに要する会計年度任用職員報酬等を補正するものであります。

次の特別職人件費につきましては、副市長の給料及び職員手当等の減額に伴うものであります。

次の職員人件費につきましては、組織機構の改編や職員の人事異動等により当初見込んでいた職員給料等に不足が生じるため補正するものであります。

また、次ページ以降の各項目における職員人件費につきましては、当初見込んでいた所属職員の配置人員、役職等に変更が生じたため、給料、職員手当等を補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、説明欄に記載はありませんが、24ページ右上の補正額の財源内訳、ここの部分に国庫支出金83万7,000円と表記をされております。これは外国人住民支援事業交付金が歳入でご説明いたし

ました外国人受入環境整備交付金の事業採択を受けましたことから、国庫支出金を増額し、一般財源を減額する財源補正を行うものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額24億8,859万8,000円の増額であります。説明欄の減債基金積立金につきましては、将来における公債費負担の軽減を図るため積立金を補正するものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和2年度の決算剰余金の一部を積み立てるため積立金を補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額6億2,595万4,000円の増額であります。説明欄の土地開発基金積立金につきましては、基金の廃止に伴い基金繰出金を補正するものであります。

次の公共施設整備等基金積立金につきましては、新たな基金の設置に伴い積立金を補正するものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、基金の廃止に伴い積立金を補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額1,251万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業費につきましては、寄附が集中する年末にかけて効果的なウェブ広告を展開することにより、全国への発信を強化するため、広告料等を補正するものであります。

次の国体関連施設周辺防犯カメラ設置事業費につきましては、令和4年度に開催を予定しているとちぎ国体に向け会場周辺等に防犯カメラを設置し、安全強化を図るため工事費等を補正するものであります。

次に、説明欄に記載はありませんが、補正額の財源内訳に県支出金213万3,000円と表記をされております。このうち13万3,000円につきましては、自転車を活用した広域連携事業費が歳入でご説明したわがまちつながり構築事業交付金の事業採択を受けましたことから、県支出金を増額し、一般財源を減額する財源補正を行うものであります。

次に、7目支所及び出張所費は、補正額96万3,000円の増額であります。説明欄の大平総合支所庁舎管理費につきましては、空調設備の老朽化により配管ポンプ等に修繕が必要となるため、維持補修費を補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額688万1,000円の増額であります。説明欄の渡良瀬遊水地活用促進事業費につきましては、渡良瀬遊水地フェスティバルの開催中止により、事業費に不用額が生じるため、負担金を補正するものであります。

次の渡良瀬遊水地環境保全事業費につきましては、渡良瀬遊水地内にコウノトリ人工巣塔を設置するため、工事費を補正するものであります。

次のコウノトリ生息地環境整備基金積立金につきましては、新たな基金の設置に伴い、積立金を補正するものであります。

次に、26ページ、27ページをお開きください。13目公民館費は、補正額3,355万4,000円の増額で

あります。説明欄の2行目、成人式開催事業費（栃木）につきましては、延期となった令和3年及び令和4年成人式における感染症防止対策として会場に除菌ゲートを設置し、事前にPCR検査を実施するため、委託料を補正するものであります。

次に、16目諸費は、補正額7,763万6,000円の増額であります。説明欄の蔵の街市民ギャラリー管理運営費につきましては、万町地内に新設される蔵の街市民ギャラリーを管理運営するため、委託料等を補正するものであります。

次の市税過誤納金還付費につきましては、過年度分過誤納金が当初想定金額を大きく上回る見込みであるため、償還金を補正するものであります。

次に、28、29ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費は、補正額258万6,000円の増額であります。説明欄の市民税賦課事務費につきましては、予約制となっている市県民税申告相談会の円滑な開催に向け、24時間予約可能な電話予約システムを導入するため、委託料等を補正するものであります。

次の税証明書コンビニ交付事業費につきましては、税証明書のコンビニ交付件数が当初の想定を上回って推移しているため、委託料を補正するものであります。

30ページ、31ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額1,634万4,000円の増額であります。説明欄の2行目、会計年度任用職員共済費につきましては、次の行にありますようにマイナンバーカードの交付事務に従事する会計年度任用職員人件費（市民生活課）の増額に付随し、共済費を補正するものであります。

次に、少し飛びまして、56、57ページをお開きください。56、57ページになります。9款1項5目災害対策費は、補正額ゼロ円であります。説明欄の記載はございませんが、56ページ右側の補正額の財源内訳欄を御覧いただければと思います。これは部屋南部指定緊急避難場所整備事業費に歳入でご説明いたしました企業版ふるさと応援寄附金を500万円充当するため、その他の特定財源を増額し、地方債及び一般財源を減額する財源補正を行うものであります。

58、59ページをお開きください。10款1項2目事務局費は、補正額1,735万8,000円の増額であります。説明欄の2行目、特別職人件費につきましては、教育長の給料及び職員手当等の減額に伴うものであります。

次に、60ページ、61ページをお開きください。60、61ページになります。2項1目学校管理費は、補正額2,655万円の減額であります。説明欄の2行目、市費負担教職員人件費につきましては、人事異動により当初見込んでいた給料に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、少し飛びまして、64ページ、65ページをお開きください。64、65になります。4項3目文化財保護費は、補正額1,508万1,000円の増額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては、拠点施設敷地内の既存建物の一部を早急に解体する必要があるため、委託料を補正するものであります。

以上をもちまして、令和3年度栃木市一般会計補正予算（第4号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑はございませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 歳出の25ページで、5番の財産管理費、これ先ほど議案のところで公共施設整備基金の条例の制定、ここの部分かなって思います。2つの条例を廃止してこの条例にしたという説明だったと思うのですけれども、基金の金額で2つ合わせてこれが約6億円になっていますから、これは2つの条例を1つにしたのだから、この基金の使い方としてみれば2つよりももっとバージョンアップしたというところの使い方ができるようになったということで理解してもよろしいでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 狐塚行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（狐塚光紀君） お答えいたします。

先ほどの議案の中で2つの条例を廃止して新たに条例1つつくったということになりますけれども、2つの旧条例の設置の目的というのがあくまでも土地の取得を前提とするものということだけだったのですけれども、今回は議案の中でちょっとお話ししたかと思うのですが、土地の取得であったり、施設の改修、修繕であったり、それに伴うもろもろの委託料、その部分にも使えるように、幅広く使えるような運用ができるようなもので新しい条例をつくったということになります。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 2つはそれぞれにあったけれども、今回新たに条例、基金をつくって使いやすくなったということはすばらしいと思います。予算がなくて修理ができないとかってなった場合にこの基金から使ってそういったものが利用できるということで、新たな基金なのでいい取組だと思っていましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

○委員（入野登志子君） はい。

○委員長（中島克訓君） ほかがございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 27ページなのですが、市税過誤納金還付金、これ想定額を大きく上回るためということなのですが、その要因をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 臼井税務課長。

○経営管理部参事兼税務課長（臼井一之君） お答え申し上げます。

コロナの影響で企業収益と、あと個人の所得なんかも落ち込んでいる部分がありまして、特に大きいのは法人市民税のほうで、予定申告ということで納めていただいている企業で1社で6,000万円とかというような企業も現れていますので、それなので、件数も多いのですが、過誤納金が足らなくなったというような状況でございます。

○委員長（中島克訓君） 青木委員、よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 同じく27ページになります、成人式の開催事業費についてお尋ねいたしたいと思います。

内容については令和3年度延期になったやつと令和4年度の成人式のコロナの感染防止対策という内容で説明を受けたわけですが、対策内容の内訳についてお示しいただければと思います。

○委員長（中島克訓君） 佐藤地域振興部参事。

○地域振興部参事（佐藤義美君） お答えいたします。

内訳につきましては、県外の参加者に対するPCR検査の委託料といたしまして7,700円掛ける500名分と、それが延期となった令和3年の成人式と令和4年の成人式の2回分ということになります。それと、除菌ゲート設置委託料といたしまして、1か所当たり12万1,000円掛けることの6会場と、栃木会場につきましては小ホールと大ホールのほうを使いますので、7か所ということで12万1,000円掛ける7か所の2回ということで169万4,000円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） すみません、繰り返しになってしまいますけれども、ということは、PCRの検査に要するのは対象人数としては500名という認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 佐藤地域振興部参事。

○地域振興部参事（佐藤義美君） 申し訳ございません。500名掛ける2回ということになりますので1,000名、ですので770万円ということになります。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、500名掛ける2回ということで、これはたしか私1回聞いたことあるのですけれども、対象者というのは市外とか県外からの二十歳になられる方を対象にとって記憶しているのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 佐藤地域振興部参事。

○地域振興部参事（佐藤義美君） 対象につきましては、県外に在住している対象の成人者と県外に通勤、通学している方も含めて500名ということで想定しております。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第89号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第89号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。どうもお疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第3号の上程、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第10、陳情第3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩崎書記。

〔書記朗読〕

○委員長（中島克訓君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたら、ご発言願います。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 私は、この問題は極めて高度な専門性を要する陳情でございます。国会内においても現状議論されている陳情でございますので、この国会の議論を見極めながら検討すべきと思っております。まだ討論は先ですものね。

○委員長（中島克訓君）　ほかございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君）　まず、私は採択すべきという立場でお話をさせていただきます。意見を述べさせていただきます。

基本的な、全体的なこの文章がどうのこうのというのはちょっときついなというふうに思っております。しかしながら、冤罪はあってはならない。ここに書いている2番の再審における検察手続の証拠の全面開示が必要です。私は何となくですけども、ずっとニュース等を見ていますと、そういうのが多いのです。ですから、そういうきちとしたものを出してもらって、冤罪にならない、また冤罪はあってはならないという観点に立ちまして、ここは採択すべきだというふうに思っております。

○委員長（中島克訓君）　ほかありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君）　私の意見なのですが、このたびの再審法の改正を求める意見書の陳情については、まず冤罪被害者の救済を求める観点から、現行の再審法での問題点として、1つとしては再審における検察手持ち証拠の全面開示、それと2つ目として、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止というところでございまして、これは冤罪被害者の立場から捉えておりまして、この問題に対して我々地方議会ですとか、多方面から改正を求める意見書の提出を求める陳情であると理解しているところでございます。陳状の内容、ただいまも聞かせていただきましたけれども、確かに冤罪というのは絶対あってはならないことで、意見書の趣旨ですとか、内容については十分理解するところでございます。ですが、法の改正という部分に関しては、この2点のことで本当に済むのかな、またこの2点を意見書として出したときに波及する効果、影響なんかも鑑みますと、関口委員もおっしゃられていましたけれども、極めて高度かつ専門性が高い内容だなというところで、2016年の改正というのも文書の中でありましたけれども、実際それ5年間が守られていないというような内容も記載されておりましたけれども、まずはそういうところも、なぜそれが実行されないのかということからも踏み込まないといけない問題なのかなというふうに感じております。当然法改正という意見書出すためにはもう一度現行の法律に至った背景ですとか、弁護側や検察側双方の見地など多角的な理解をしてからの判断が必要ではないかということも感じるところであります。そのためには意見書で述べられている問題点の検証ですとか、検察側の見地の検証を含め総合的な判断が必要であり、現法律の専門的な見地からの見極めが必要ではないのかなというふうに感じております。したがって、私自身もその見識に至っていないことを含めまして、本陳情は極めて専門性を有することから有識者や国レベルにおいて議論されることが適切であって、その判断を参考にさせていただきながら地方議会として議論を深めることが最良と考えますことから、本陳情は不採択ということで私自身は思っています。

○委員長（中島克訓君） ほかにご意見ございませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 文書の中身は、冤罪は決してあってはならないことだと、これはもう誰しもが認めることであります。しかし、大変難しい問題でもありますし、高度で専門的知識が必要な部分のところだと思います。なので、地方議会からのこの陳情に対してはなじまないと感じました。地方議会としては、こういう問題があるとするならば調査をして議論を国政において進めることを望むものとしていただきたいと思いますので、陳情において提案された項目については判断することは私たちとしては控えるべきことと考えますので、不採択ということで私は思います。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 皆さんの意見を聞いていて、だから地方が立ち上がらなければならないということを私言いたいと思います。問題が確かに難しいのです。だから、それを地方から発信して国のほうでよく検討してもらおうということのきっかけになればよろしいかと思いますので、改めて委員の賛同を願いたいと思います。

○委員長（中島克訓君） ほかがご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご意見がないようでありますので、ただいまから陳情第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

{	賛 成	天谷浩明	}
	反 対	大浦兼政 青木一男 入野登志子 関口孫一郎 梅澤米満	
		福田裕司	

○委員長（中島克訓君） 起立少数であります。

したがって、陳情第3号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（中島克訓君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前11時10分）